

2009年6月18日

### 訴訟の中間判決に関するお知らせ

当社は、過去に賃借した不動産に関連し、賃貸主より賃料増額に関する訴訟提起を受け、現在係争中です。当該訴訟は賃貸借契約書の文言解釈に関する見解の相違を原因としており、当社は、賃貸主の賃料増額請求権を否認してきましたが、平成21年6月に、賃貸主の賃料増額請求権を認容する中間判決が出されました。賃貸主が当社に求めている賃料増額差額は約7億円であります。これに伴い、今後、賃料差額について当社に損失の負担が発生する可能性が生じたので、お知らせいたします。

なお、今後の当社の訴訟方針については、現在検討中であり、終局判決の時期や、和解の可能性の有無については、現時点では未定です。

係争中の訴訟に影響を与えるおそれがあるため、上記以外の事実についての開示が現時点ではできませんが、今回開示していない情報については、訴訟終結後速やかに開示する予定にしております。

以上

《お問合せ先》

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 松家

TEL：03-3214-2270

FAX：03-3214-2272